

徳島赤十字乳児院

【基本理念】

私たちは、こどもたちが児童憲章のもと、その人権を重んじ、幸せになることを願い、よりよい養育環境の提供に努めます。

【基本方針】

- 1 こどもたち一人ひとりの思いを汲み取り、安心して生活できる環境を提供します。
- 2 こどもたちとのふれあいを深め、豊かな愛着関係を築きます。
- 3 こどもたちの体調の変化に留意し、健康管理に努めます。
- 4 こどもたちが家庭に戻り、安定した生活を送れるように支援します。
- 5 ボランティアや地域と連携し、養育の専門性を活かした子育て支援に努めます。
- 6 職員は、専門職としてのより深い知識と確かな技術を身につけます。

I 運 営 方 針

深刻化する児童虐待、DV問題を背景に、乳児院や児童養護施設などの社会的養護関係児童福祉施設では、虐待を受けた子どもや障害がある子どもの増加、また、DV被害、精神疾患のある保護者への支援が喫緊の課題となっている。

そのために、国は児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、児童福祉法の理念を明確化し、全ての児童が健全に育成されるよう、また児童虐待についても発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るとともに、家庭と同様の環境における養育の推進について示したところである。

当乳児院においても、こうした方針に基づき、小規模グループでの養育、心理療法担当職員や里親支援専門相談員等の配置、また、家庭での養育が困難な病虚弱児の受入体制の充実、更には病児保育やショートステイの充実に努めたい。

さらに、日本赤十字社の社会福祉施設として、ボランティア活動の活性化や支部事業との連携等、組織力を活かした活動にも努めたい。

II 重 点 事 項

1 入所児童の養育体制の強化

(1) 小規模グループでの養育体制の充実

集団保育や交代制による養育は、心の発達への負の影響もあることから、一グループの養育単位を4人～6人とした小規模保育の導入を進めている。

小規模保育において、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムの中で養育担当者との継続的な愛着関係を築くことで、幼児期からの情緒、社会性、言語、豊かな感性の発達に努めたい。

平成29年度においても、小規模保育3グループ体制の維持・充実に努める。

(2) 病虚弱児の受入体制の充実

核家族化や世帯の孤立化が進む社会構造の中で、家庭での養育が困難な障害児や病虚弱児を児童養護施設でお預かりする事例が増えており、当乳児院においても受入体制の拡大と看護機能の向上に努めたい。

(3) 機能強化のための専門職員の配置

特に支援が必要な保護者や家庭への対応等を専門的に行う家庭支援専門相談員の配置に加えて、虐待等の理由により心理療法が必要な児童に対する適切な援助等を行うための心理療法担当職員を配置し、各専門職員が連携し乳幼児や家庭の

養育支援の強化に努めたい。

また、家庭復帰が望めない児を個別の愛情を持って養育する「里親制度」の推進を図るための里親支援専門相談員の活動をより充実させ、入所児の里親委託の向上、委託家庭に対する継続的な支援、また、里親希望者の養育研修の受入等に努めたい。

2 子育て支援関係機関との連携強化

現在も市町村が地域の子育て支援や養育相談等の窓口業務を行っているが、この度、児童福祉法の一部改正が行われ、市町村が基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが明記されたことから、更に市町村や児童相談所等と連携の強化を図り切れ目のない養育支援に努めたい。

3 ボランティア活動の活性化

保護者の面会の望めない児に対する「心のケア」を目的として、定期的な面会活動を行って頂く、「面会ボランティア」の更なる養成に努めたい。

4 広報活動の強化

乳幼児の不幸な事件等が増加している社会状況において、家庭の様々な事情で子育てに困窮している保護者に、乳幼児を安心して託すことのできる県内唯一の乳幼児援護施設である「乳児院」の機能が十分に了知されていないのが現状である。

こうしたことから乳児院の広報誌やパンフレットを作成し、関係機関や赤十字広報ラックを通して一層の啓発に努めたい。

5 幼児安全法の普及

赤十字幼児安全法指導員を県内各地に派遣し、子どもの安全・安心に関する知識や技術を普及するとともに、赤十字運動への理解と協力拡大に努めたい。

6 災害対応計画の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害避難訓練はもちろん非常用物品や非常食の備蓄を進め、入所児や職員の安全確保に努めたい。

7 地域における公益的な活動の推進

社会福祉施設として、これまで培った知識、技能、ノウハウ等を地域の子育て支援に活用していただくため、乳児院の特性を活かした公益的な福祉サービス事業に一層努めたい。

(1) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が社会的事由（疾病、出産、緊急の看護、事故災害、冠婚葬祭、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加）により、一時的に養育が困難となった乳幼児を概ね7日間を限度としてお預かりする本事業を、地域の子育て支援活動として一層の推進に努めたい。

(2) 病児保育事業

病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が養育できない場合に概ね10歳未満の児童を一時的に預かる事業を継続して推進する。

受入対象地域を現在の11市町村から拡充し、更なるサービスの提供に努めたい。

(3) 子育てスペース「にこにこほっぺ」

事業開始以来、利用者から高い評価を得ている子育てスペース「にこにこほっぺ」について、親子の仲間作りや悩み相談の場として子育てに不安や負担感を持つ保護者の支援に努めたい。

(4) 子育て・食育講座「ハローベビー すくすく」

地域において出産後の子育てに不安を抱く妊婦さんを対象に、赤ちゃんへの授乳や離乳食の作り方、アレルギー食の対応等について、数多くの乳幼児を育ててきた乳児院の栄養士や保育士が、これまでの養育経験をもとに実習形式で講習会を実施する。

Ⅲ 予 算 概 要

歳 入 歳 出 予 算 総 括 表

1 収入支出の合計

	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	増 減	伸 び 率
収 入 合 計	千円 390,668	千円 353,883	千円 36,785	% 10.4
支 出 合 計	312,630	283,582	29,048	10.2

収入支出差引額 78,038千円

2 事業活動による収入及び支出

科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	増 減	伸 び 率
児 童 福 祉 事 業 収 入	千円 271,878	千円 252,463	千円 19,415	% 7.7
措 置 費 収 入	263,716	244,263	19,453	8.0
私 的 契 約 利 用 料 収 入	450	450	0	0.0
補 助 金 事 業 収 入	150	150	0	0.0
受 託 事 業 収 入	7,562	7,600	△ 38	△ 0.5
経 常 経 費 寄 附 金 収 入	100	100	0	0.0
そ の 他 の 収 入	5,700	5,160	540	10.5
収 入 計	277,678	257,723	19,955	7.7
人 件 費 支 出	250,362	210,544	39,818	18.9
事 業 費 支 出	19,997	18,651	1,346	7.2
事 務 費 支 出	12,276	12,956	△ 680	△ 5.2
支 出 計	282,635	242,151	40,484	16.7

3 施設整備等による収入及び支出

科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	増 減	伸 び 率
施 設 整 備 等 に よ る 収 入	千円 0	千円 0	千円 0	% —
収 入 計	0	0	0	—
施 設 整 備 等 に よ る 支 出	0	0	0	—
支 出 計	0	0	0	—

4 その他の活動による収入及び支出

科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	増 減	伸 び 率
他 会 計 繰 入 金 収 入	3,000 ^{千円}	3,000 ^{千円}	0 ^{千円}	0.0 [%]
拠点区分間繰入金収入	0	0	0	—
その他の活動による収入	34,990	17,160	17,830	103.9
収 入 計	37,990	20,160	17,830	88.4
積 立 資 産 支 出	20,000	30,000	△ 10,000	△ 33.3
他 会 計 繰 入 金 支 出	0	0	0	—
拠点区分間繰入金支出	0	0	0	—
その他の活動による支出	7,995	9,431	△ 1,436	△ 15.2
支 出 計	27,995	39,431	△ 11,436	△ 29.0

5 当期末支払資金残高

科 目	平成29年度 予 算 額	平成28年度 予 算 額	増 減	伸 び 率
事業活動資金収支差額	△ 4,957 ^{千円}	15,572 ^{千円}	△ 20,529 ^{千円}	△ 131.8 [%]
施設整備等資金収支差額	0	0	0	—
その他の活動資金収支差額	9,995	△ 19,271	29,266	△ 151.9
予 備 費 支 出	2,000	2,000	0	0.0
当期資金収支差額合計	3,038	△ 5,699	8,737	△ 153.3
前期末支払資金残高	75,000	76,000	△ 1,000	△ 1.3
当期末支払資金残高	78,038	70,301	7,737	11.0

